
災害時における動物愛護管理対応マニュアル

(令和元年度 改訂)

目次

第1章	はじめに	1
第2章	災害発生時の動物救護体制	2
第3章	災害時の動物愛護管理体制	4
第1節	都民の安全確保	4
1	特定動物等の逸走対策	4
(1)	予防対策	4
(2)	応急対策	5
(3)	復旧対策	5
2	動物由来感染症対策	6
(1)	予防対策	6
(2)	応急対策	6
(3)	復旧対策	6
第2節	被災動物の保護	7
(1)	予防対策	7
(2)	応急対策	7
(3)	復旧対策	8
第3節	人と動物の生活環境の整備	9
(1)	予防対策	9
(2)	応急対策	11
(3)	復旧対策	13
参考資料		15
様式等		18

第1章 はじめに

東京都は、東京都動物愛護管理推進計画に基づき、人と動物との共生社会の構築を目指した様々な施策を展開している。本計画の主要課題に位置づけられた「都民と動物の安全の確保」において、災害発生時の動物救護機能等の強化をはじめとした危機管理対策の充実を図っているところである。

災害発生時には、人だけでなく、動物も被災する。人への危害防止及び動物愛護の観点から、飼い主とはぐれて放し飼い状態となったり、負傷した被災動物を保護しなければならない。また、動物との関係が親密となっている昨今は、被災者が避難所まで犬猫等を同行避難してくることを前提として、避難所等における動物の飼養管理が適正に行われるよう体制を整えることが求められる。

一方で、特定動物等の人に危害をおよぼすおそれのある危険動物の逸走による事故の防止や動物由来感染症の発生・まん延防止など、災害発生時の危機管理体制を整備しておくことも重要である。

本マニュアルは、東京都地域防災計画で示された危険動物の逸走時対策及び動物救護対策について、東日本大震災での被災者・被災地支援活動等の経験を踏まえ、「都民の安全確保」、「被災動物の保護」、「人と動物の生活環境の整備」の観点から、主に動物愛護相談センターの対応に着目して、都や区市町村の具体的な活動内容についてとりまとめたものである。

第2章 災害発生時の動物救護体制

東京都は、危害防止及び動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼養に関し、区市町村、関係機関及び東京都獣医師会等関係団体との協力体制を確立し、動物救護活動に当たる。

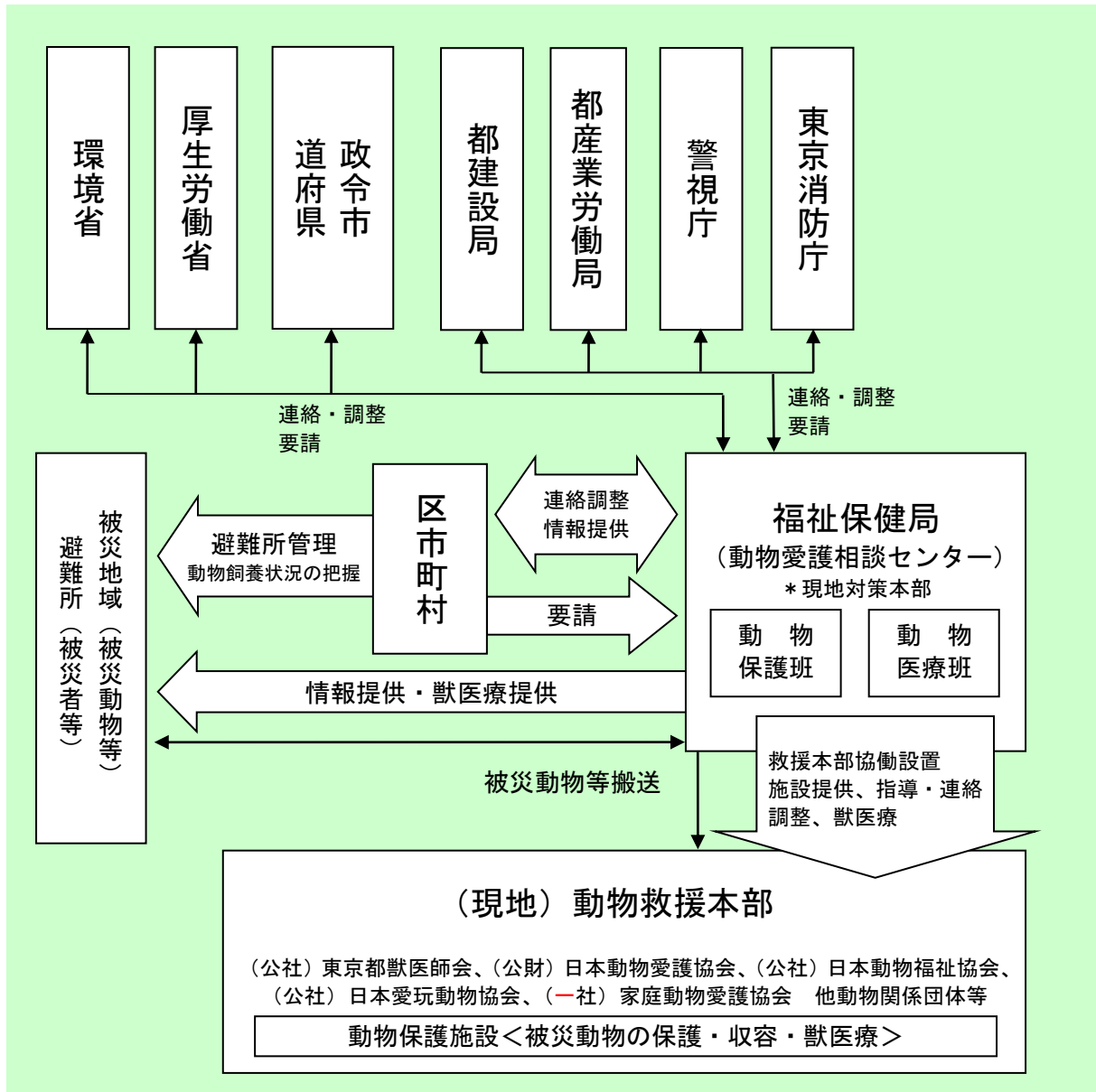


図 災害時における動物救護体制

東京都動物愛護相談センター（以下「動相センター」という。）は、原則として「狂犬病予防法」「動物の愛護及び管理に関する法律」「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、危害防止及び動物愛護の観点から被災地域での犬、猫等の保護活動を実施する。東京都獣医師会等関係団体と協働して設置する「動物救援本部」を支援する立場から、動相センターが有している動物保護に関する知識、技術、人員、収容施設等を用いて効果的な活動を行う。

発災直後は、以下のとおり活動体制を速やかに整備し、動物救護活動に当たる。

【発災直後の活動体制の整備】

<p>人員の確保</p>	<p>職員の参集状況及び職員の被災状況を確認し、対応可能な職員を確保する。</p>
<p>被害状況等の確認</p>	<p>各所における以下の事項について確認を行う。 ① 建物全体の状況、施設内の被災状況（庁有車を含む） ② 収容動物の頭数、逸走の有無、健康状態等 ③ ライフラインの状況 ④ 餌・ケージ等の備蓄数 ⑤ 使用可能な通信手段 ⑥ その他、特記事項</p>
<p>活動拠点の設定</p>	<p>① 本所、多摩支所、城南島出張所のうち被害の少ないところを活動拠点とし、被害状況に応じて、動物の収容、診療、死体の保管が可能な場所を確保する。 ② 餌、ケージ等各所で備蓄している資材を、使用可能な施設に配備する。</p>
<p>現地対策本部の設置</p>	<p>動相センターに現地対策本部を設置する。 <現地対策本部の役割> ① 情報収集、環境保健衛生課への報告、情報提供、必要人員の確保要請 ② 「動物保護班」「動物医療班」の編成 ③ 必要資材のとりまとめ、調達 ④ 各所の収容施設における動物収容の調整 ⑤ 区市町村からの救援依頼、相談等対応 ⑥ 区市町村に対する被災者の飼養状況調査依頼</p>
<p>動物救援本部の立上げ</p>	<p>東京都獣医師会等関係団体と協働して「動物救援本部」を設置し、被災動物の保護等を行う。</p>

第3章 災害時の動物愛護管理体制

第1節 都民の安全確保

発災時に特定動物等の危険動物が逸走した場合や動物由来感染症の発生・まん延による都民への危害を防止するため、次のとおり対応する。

1 特定動物等の逸走対策

(1) 予防対策

【東京都】

東京都は、特定動物等（特定動物、その他人に危害を加えるおそれのある危険動物）の飼養状況の把握に努め、災害発生時の対応に備える。

ア 飼養状況の把握

- 区市町村及び関係機関（警察、消防等）と連携して特定動物等の飼養実態について把握する。
- 特定動物の飼養状況を把握するとともに、個体識別措置の徹底を図る。

イ 飼い主指導（動物取扱業者を含む）

- 平常時の許可施設の監視及び適正飼養の指導を強化する。
 - ・ マイクロチップ等、個体識別を徹底
 - ・ 無許可飼養の防止
動物取扱業者に対し、販売時に飼養保管許可等の義務について購入者に教示
するよう指導
- 災害時の対策について飼い主が主体的に取り組むよう指導する。
 - ・ 施設の点検・修理・補修の実施
 - ・ 災害発生時の対応についてのマニュアル等の整備
 - ・ 災害発生時の移送手段、移送先の準備
 - ・ 飼養継続が不可能な場合の動物の処遇（安楽殺・譲渡等）についての検討

ウ 連携体制の整備

- 特定動物等の保護、収容場所の確保について検討する
- 区市町村及び関係機関（警察、消防等）との飼い主情報の収集に関する連携を強化する。

【区市町村】

区市町村は、特定動物等の逸走に関する住民からの情報等について、東京都及び関係機関（警察、消防等）への情報提供の体制を整備するとともに、特定動物等の逸走時における住民の避難誘導等について検討する。

(2) 応急対策

【東京都】

東京都は関係各局（建設局等）及び関係機関（警察、消防等）と連携して特定動物等の捕獲・収容等に関する対応をとるとともに、飼い主情報の収集・伝達を行う。

ア 被害状況等の確認

- 特定動物等に関する情報を区市町村と協力して収集する。
 - ・ 飼養施設の被災状況：飼養継続の可否等
 - ・ 逸走の有無：有りの場合 動物種、大きさ、様子、飼い主情報等
- マイクロチップの確認等による飼い主情報の収集及び情報提供を行う。

イ 逸走した場合の対策

- 特定動物等に関する情報収集
動物種、大きさ等捕獲に必要な情報を収集する。
- 保護した動物の収容体制の確保
収容場所の調整を行うとともに、一時保護管理施設の確保に努める。
- 捕獲に関する措置について関係各局（建設局等）及び関係機関（警察、消防等）と連絡調整を行い、連携の下、特定動物の捕獲体制を整備する。
- 現地確認は動物保護班があたる。関係機関（警察、消防等）と連携して捕獲する。

【区市町村】

区市町村は、特定動物等に関する情報収集と東京都への情報提供、並びに住民の避難に関する対応を行う。

- 特定動物等に関する情報収集：動物種、動物等が受けた被害、動物が逸走した場合には大きさ等捕獲に必要な情報を収集する。
- 住民の避難に関する対応を行う。
 - ・ 住民に対する避難の勧告又は指示を行う。
 - ・ 住民の避難誘導を行う。
 - ・ 情報提供、関係機関（警察、消防等）との連絡を行う。

(3) 復旧対策

【東京都】

ア 東京都は、被害状況の把握及び復旧見込み等について調査を行う。

イ 動物園施設等、飼養施設の被害を早急に調査し、特に、逸走により人命に危害を及ぼすおそれのある猛獣等の動物舎については、緊急に復旧工事を行うよう指導する。

ウ 復旧に時間を要し、これまでの施設での飼養が困難と判断される場合は、安全に飼養できる場所を確保するよう指導する。

2 動物由来感染症対策

災害発生時には衛生状況の悪化から、様々な感染症の発生が懸念される。特に放浪動物や保護された被災動物等、平常時と異なる環境における動物との接触から動物由来感染症が広がることが想定される。

東京都は、区市町村と連携をとって次のとおり対応する。

(1) 予防対策

動物由来感染症は、一度発生すると終息には多大な時間と労力を要するため、予防対策が重要となる。

動物由来感染症の発生・まん延の予防対策として、疫学情報等の情報発信と疾病に関する知識の普及啓発の推進等の対策を整備する。

ア 疫学情報の収集

- 各疾病の発生状況や病原体の保有状況など疫学情報の把握に努める。
- 感染症の発生動向について調査研究を充実する。

イ 情報発信と普及啓発の推進

- 講習会等を通じて動物由来感染症に関する知識と予防策を周知する。

ウ 関係機関（厚生労働省、国立感染症研究所、医療機関等）及び関係団体（東京都獣医師会等）との連携強化

エ 「動物由来感染症発生時対応マニュアル」の整備

オ 狂犬病の予防対策については「狂犬病発生時対応マニュアル」に基づく予防対策の推進

(2) 応急対策

災害発生時、感染症対策体制の充実を図るとともに、住民への注意喚起を行う。

ア 「動物由来感染症発生時対応マニュアル」に従って迅速に対応する。

イ 特に狂犬病発生時の狂犬病を疑う動物の対応は「狂犬病発生時対応マニュアル」に従って迅速に対応する。

ウ 動物由来感染症の発生を予防するため、住民に対して注意喚起を行う。

- 動物（毛・糞便等を含む）に触った後の手洗い等の徹底
- 動物による事故（こう傷事故など）が発生した場合の医療機関の受診、保健所、動相センターへの届出

(3) 復旧対策

災害復旧時、感染動物の治療の継続、返還、指導を、区市町村、関係機関及び関係団体（東京都獣医師会等）と連携して実施する。

第2節 被災動物の保護

東京都は、危害防止及び動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正飼養の指導に関し、区市町村、関係機関及び関係団体（東京都獣医師会等）と協力して対応する。

（1）予防対策

【東京都】

東京都は、区市町村、関係機関及び関係団体（東京都獣医師会等）との連携を強化し、動物救護体制を整備する。

- ア 救護活動について区市町村や関係団体（東京都獣医師会等）との連携を強化し、避難所等での動物の受入体制の整備や収容施設の確保を含めた動物救護体制の構築を支援する。
- イ 避難所等から動物保護施設への負傷した動物等の受入れに関する仕組みを整備する。
- ウ 避難所の収容能力を超えたときの収容施設の確保：動相センター3カ所の施設の使い方を確認する。
- エ 各所で5日分の餌（缶詰、ドライフード等）や治療薬などをランニング・ストックとして備蓄する。

【区市町村】

区市町村は、以下について取り組み、東京都や関係団体（東京都獣医師会等）と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。

- ア 犬の登録原簿の整理
- イ 発災時の住民からの逸走動物問合せ等の情報管理体制の整備
(避難所等 ⇄ 区市町村 ⇄ 東京都・動物救援本部：情報管理の窓口の検討等
参考：逸走動物受付簿等)

（2）応急対策

【東京都】

東京都は、被災動物の保護等を行うため、東京都獣医師会や動物関係団体等と協働し、「動物救援本部」を設置する。

- ア 被災地域における動物の保護
 - 東京都の救護対象動物は、原則、逸走している犬、拾得者から引取りを求められた犬猫、負傷した犬猫等とする。
 - 被災動物の保護は、東京都が東京都獣医師会、動物関係団体等と協働して設置し、東京都獣医師会、動物関係団体等が運営する「動物救援本部」が中心となっ
て行い、東京都はこれを支援する。具体的には、情報の提供、「動物保護班」及び
「動物医療班」（後述）による応援を行う。
 - 東京都は、「動物救援本部」が実施する動物救護活動の一時的な拠点として、動
相センター等の動物保護施設を提供する。
 - 動相センター（現地対策本部）に相談窓口を設置する。

イ 「動物保護班」、「動物医療班」の編成

動相センターに「動物保護班」及び「動物医療班」それぞれ2班を配置し、発災後72時間を目途に班の充実を図る。

- 「動物保護班」及び「動物医療班」は、被災住民への動物救護に関する情報提供を行うとともに、区市町村、東京都獣医師会、動物愛護ボランティア等の協力のもと、飼い主不明の犬・猫等被災動物を保護し、動物保護施設への搬送及び動物医療に携わる。
- 「動物保護班」は住民などからの通報を受け、被災動物の収容に向かい、動物保護施設へ搬送し、飼養管理する。
 - ・ 収容した動物について、様式を用いて区市町村及び周辺避難所に情報提供を行い、可能であれば公示を行う。
 - ・ 班員の構成は、動物監視員（獣医）1名と、動物指導員（技術員）1名もしくは2名を主体とする。
- 「動物医療班」は、動物保護施設内での動物医療を支援（動物救援本部からの応援要請への支援を含む）するとともに、区市町村等からの要請に応じて避難所等における動物医療に携わる。
 - ・ 要請の少ない時は、「動物保護班」の応援を行うとともに、負傷動物の収容、治療等に当たる。
 - ・ 班員の構成は、動物監視員2名と動物指導員1名を主体とする。

【区市町村】

区市町村は、被災動物の保護に関して東京都や関係団体（東京都獣医師会等）への協力をを行う。

- ア 飼い主確認作業に協力する。
- イ 動物愛護推進員との連携に努める。
- ウ 飼い主不明動物の一時保護に協力する。
- エ 「動物保護班」からの保護動物情報を被災住民へ提供する。
- オ 飼い主からの聞き取りによる動物の逸走状況の取りまとめを行う。

（3）復旧対策

【東京都】

東京都は、区市町村、関係機関及び関係団体と協力して、以下の復旧対策を進める。

- ア 動物救援本部、区市町村、関係機関及び関係団体との連絡調整を行う。
- イ 負傷または放し飼い状態の被災動物の保護を継続する。
- ウ 保護動物の譲渡あるいは飼い主へ返還を行う。
- エ 動物救援本部と連携して、保護動物の受入れ及び他自治体への支援を要請する。

【区市町村】

区市町村は、東京都と協力して復旧対策を進める。
保護動物の情報を住民に提供し、飼い主への返還に努める。

第3節 人と動物の生活環境の整備

発災時は、多くの被災者が避難所まで犬猫等を同行避難してくることが想定される。危害防止及び動物愛護の観点から犬猫等の遺棄、放置を防止するために、また、人命救助の観点から飼い主に避難所への避難を促すためにも、住民に対する飼養動物の同行避難に関する普及啓発や避難所等における受入体制の整備が必要である。

特に、台風の場合は地震等とは異なり、以下の想定を踏まえた対応が必要である。

- あらかじめ進路や勢力等が予測されるため、自治体による避難勧告等の発令前から、自主避難所[※]への同行避難が始まる
- 豪雨や強風により、屋外に動物の飼養場所を設置することが困難
- 台風通過後は、避難所を離れる避難者も多い

そのため、自主避難所をはじめ、台風の際に開設する避難所では、屋内で動物を一時的に飼養できる場所の確保等について検討が必要である。

〔※ 区市町村が避難勧告等を発令した際に開設する指定避難所とは異なり、台風が接近するおそれがある場合などに、事前の避難を希望する住民のために一時的に開設する避難所のこと〕

以上を踏まえ、避難所等における動物の適正飼養について、次のとおり対応する。

(1) 予防対策

【東京都】

東京都は、同行避難した動物を適正飼養できるよう体制づくりを支援することで、避難所等における生活環境の整備に努める。

ア 同行避難等に関する区市町村の受入体制の整備を支援する。

- 普及啓発資材の提供
- 講習会での災害対応事例の紹介等（資料参照）

イ 資材調達及び獣医療支援受入れ等の窓口の設置に努める。

ウ 動物愛護推進員、動物愛護団体等との協力体制を確立するため、研修会等で避難所での役割を説明する。

エ 飼い主や動物取扱業者に対し、防災対策について講習会等で普及啓発を行う。

- 施設の点検（ケージの転倒防止、備蓄資材）
- 動物の管理（健康管理・ワクチン接種、個体識別措置、しつけの重要性等）
- 同行避難時の注意点（飼い主自身の安全確保、避難所等での他者への配慮、緊急時の動物の預かり先の確保等）

オ 避難所等から動物保護施設への動物の受入及び譲渡等の仕組みを整備する。

カ 区市町村や関係団体（東京都獣医師会等）との連携強化を図る。

キ 他縣市との相互支援体制を整備する。

【区市町村】

区市町村は、東京都、関係団体（東京都獣医師会等）と連携し、また、各区市町村において動物愛護担当者と防災担当者が連携して、飼養動物の同行避難の体制づくりを進める。

ア 避難所内における飼養場所を設定する。

- 避難所施設に応じて、避難所内及びその近接地等に同行避難動物の飼養場所を設定するよう体制を整備する。
- 動物飼養場所の設定に当たっては、避難所内での動線や避難者居住スペースとの位置関係などに配慮する。

- 地震等を想定した指定避難所における飼養場所は、地域性や避難所の特性を踏まえ、避難所運営側と協議して設定する。設定に当たっては、以下の事項に優先順位を付けて検討することが望ましい。
 - ・雨、風、雪等がしのげる
 - ・暑さ（日差し）や寒さの対策が行いやすい
 - ・犬が係留できるフェンスや柱がある
 - ・部外者の立入制限等の対策が行いやすい
 - ・飼い主のいる場所から動物の気配が感じられやすい
 - ・動物が苦手な人の居室から離れている（鳴き声や臭い、抜け毛等の苦情が発生しにくい位置）
 - ・ごみ捨てや物資配分等で、避難者が飼養場所のそばを通らない
 - ・清掃しやすい

→ 飼養場所の一例（人とペットの災害対策ガイドライン（環境省）より抜粋）

 - ・屋内に設置する場合
倉庫、プレハブ、学校の特別教室、プールの更衣室、部室
 - ・屋外に設置する場合
屋根や壁がある渡り廊下、プールサイド、テント
遊具：ケージに入れることができない犬の係留
サッカーゴール：横に倒して転倒対策を行い、ブルーシートなどで覆う
- 台風等の風水害時に開設する避難所では、一時的に風雨をしのげる屋内の飼養場所の確保を検討する。

→（例）

 - ・階段下、廊下、昇降口、ホールの一部
- 近隣の避難所間において、飼養場所の設置状況に関する情報を共有する。

イ 資材等を確保する。

- 資材（餌、ケージ、ペットシート等）の選定、確保、備蓄に努める。
- 防災用品の確保と点検を行う。

ウ 住民への普及啓発に努める。

災害に備え、同行避難等の具体的な方法（緊急時の預かり先の確保等含む）及び避難所における動物の適正飼養について、以下の事項等の普及啓発に努める。

- 身元表示の徹底

→ マイクロチップや鑑札等（猫等は迷子札）身元の分かるものを着ける等、社会のルールに従った管理を行う。
- 避難計画の検討

→ 行政等が作成、配布する各種リーフレット等を参考にした各家庭における避難計画を検討する。

- 飼い主による動物用避難用具の確保、点検、保管
→ (例) 餌、水及び容器、引き綱、ケージ、糞等の汚物処理用具
- 動物の健康管理
→ (例) 狂犬病等の予防ワクチン接種、ノミなどの外部寄生虫の駆除・予防
- 「しつけ」の実践
→ (例) ケージに嫌がらずに入る、トイレは決められた場所です、無駄吠えをしない、他人や他の動物を怖がらない等

- 避難所においては、人と動物との生活空間を分離する必要があることから、飼い主が動物と同行避難した場合に、原則、同室で飼養管理することはできないことを周知する。
- 避難所での飼養以外にも、家族・親戚や知人など、複数の一時預け先の確保を検討するよう啓発する。
- 同行避難動物のための飼養場所がある避難所など、住民が避難計画を検討する際に必要な情報を発信する。
→ (例)
 - ・ホームページや SNS、地域の広報誌等を活用し、同行避難動物が受入れ可能な避難所の所在地や問合せ先、受入条件（ケージ、餌及び狂犬病予防接種済票（犬の場合）等の持参など）、受入対象動物、飼養場所、飼養ルール等の基本情報を提供する。

エ 避難所における動物の飼養管理への支援について、関係団体（東京都獣医師会等）との連携を強化する。

- 飼い主等による動物の飼養管理に対する支援（情報収集、支援要請の流れ等）を行う。
- 避難所等における避難動物への獣医療提供等を支援する。

オ 飼養動物の同行避難の体制づくりを推進するために、東京都、関係団体のほか、避難所管理者など、避難所運営に携わる関係者間で同行避難に関する情報を共有し、連携の強化に努める。

- (例)
- ・地域防災訓練や想定訓練等の際、避難所管理者と協力して、実際にペットを連れた同行避難の訓練を実施し、避難所ごとの飼養ルール作成の重要性を啓発する。
 - ・地域防災訓練等を通じて、地域の飼い主同士の協力体制構築を促す。
 - ・避難所運営協議会を活用して、地域の飼い主の代表や自治体等が協議して、動物の一時飼養場所や飼養ルールを決定する。

(2) 応急対策

【東京都】

東京都は、区市町村と協力し、避難所等における動物の適正飼養を指導する。

ア 各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況を把握する（参考：同行動物受入調査票等）。

イ 資材提供、獣医師派遣等を行い、同行避難体制を支援する。

- 普及啓発資材の提供、避難所管理者へ助言を行う。
- 動物医療班は、区市町村からの要請に応じて避難所等における獣医療提供等について支援する
- ウ 状況に応じて、動物救援本部、他縣市、関係団体（東京都獣医師会等）に対し、資材（餌、ケージ等）の提供や獣医療支援、保護動物の受入れ要請等を行う。
また、各区市町村への提供、派遣を行う。
- エ 避難所から動物保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。
- オ 避難所における適正飼養と動物由来感染症予防のため、動物愛護推進員の協力を得ながら指導を実施し、必要に応じて巡回指導する。

【区市町村】

区市町村は、東京都、関係団体（東京都獣医師会等）と協力し、被災住民の動物飼育状況の把握・情報伝達、避難所における適正飼養指導を行う。

- ア 避難所内飼養場所を設営・維持する。
 - 動物飼養場所の設定に当たっては、避難所内での動線や避難者居住スペースとの位置関係などに配慮する。
 - 避難所内に飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保する。
 - 張り紙、テープで区画場所を明示する。
- イ 資材及び人員の受入れ等を調整する。
 - 提供された資材、派遣された人員等の受入れ・調整を行う。
- ウ 避難所での飼養状況の確認と東京都、関係団体（東京都獣医師会等）への情報提供を行う。
 - （参考：同行動物登録簿、避難所同行動物管理台帳、同行動物受入調査票等）
 - 避難所等における動物の飼養状況等を把握し、支援要請を行う。
 - 逸走動物情報の把握に努める。
 - 同行避難動物の管理台帳を作成し、管理責任を明確にする。
- エ 動物を飼育している被災者への物資提供と情報提供を行う。

- オ 同行避難に関する各避難所の情報を発信・共有する。
 - 各避難所における同行避難動物の受入状況について情報発信する。
 - （例）
 - ・各避難所において飼養可能な同行避難動物の頭数等の情報を一元的に集め、避難所やホームページ、SNS等において情報提供する。
 - 近隣の避難所間において同行避難動物の受入状況を共有し、より多くの避難者が同行避難できる体制を構築する。
 - （例）
 - ・行政無線等を活用して、同行避難動物の受入状況を共有し、同行避難動物の飼養場所が確保できない場合は、近隣の受入れ可能な避難所を案内する。

カ 飼い主に対して、避難所管理者は貼り紙、リーフレット等により、次の事項（飼養ルール）の周知を行う。

- 飼養動物の管理の実施及び危害発生防止
 - ・ 動物は指定場所等で飼養するとともに、定時の給餌及び後片付けの実施、動物の身体の保清、疾病の予防及び衛生害虫の発生防止等、適正な飼養管理を行い、動物による苦情や危害の発生の防止に努めること
 - ・ 飼養動物による事故（こう傷事故など）が発生した場合、被害者の応急手当を行うとともに、再発防止を図り（けい留等）、保健所、動相センターに事故発生の届出を行うこと
- 飼養場所及び周囲の環境維持（保清、汚物等の処理）
 - ・ 飼養場所や施設等の清掃及び必要に応じた消毒等を行うこと
 - ・ 動物の排泄は指定の場所で行い、適正に処理し衛生的な環境を維持すること
- 飼養場所及び施設の自主管理
 - ・ 飼い主が相互に協力して飼養場所、施設等の適正な管理運営を行うこと
- 飼養ルールの遵守
 - ・ 避難所管理責任者からの指示事項を励行すること

- ・ 動物の散歩やブラッシングは、避難所外又は避難所内の指定された場所で行うこと
 - ・ 動物の飼養管理は、自助の観点から飼い主個人が責任を持って実施すること

キ 避難者への配慮に留意する。

- 避難者間の不要なトラブルを避けるために、動物を飼養していない避難者に対して、避難所における動物の飼養管理の状況を周知する。

ク 行方不明動物に関する情報収集及び提供を行う。

- 避難者からの聞き取りによる動物の逸走状況のとりまとめを行う。
- 東京都等が保有する保護動物情報を避難者に提供する。（参考：動物保護情報等）

（3）復旧対策

【東京都】

東京都は、避難所等における動物の管理について、適正飼養が継続できるよう区市町村を支援する。

ア 区市町村に、適正飼育、動物由来感染症予防に係る助言を行う。

イ 避難所等から動物保護施設への動物の受入れ、譲渡希望者との調整を行う。

ウ 動物保護施設における動物の飼養管理等の協力を行う。

エ 状況に応じて、動物救援本部、他縣市、関係団体（東京都獣医師会等）に対し、資材（餌、ケージ等）の提供や獣医療支援、保護動物の受入要請を行いとともに、受け入れた資材・人員の派遣調整等を行う。

【区市町村】

区市町村は、東京都、関係団体（東京都獣医師会等）と協力し、飼い主に対し適正飼養を継続できるよう指導する。

ア 動物の飼養状況の把握と、東京都・関係団体（東京都獣医師会等）への情報提供を行う。

(参考：同行動物登録簿、避難所同行動物管理台帳、同行動物受入調査票等)

- イ 同行避難者への物資提供、情報提供を行う。
- ウ 飼い主による自主管理体制を維持し、適正な飼養管理と施設管理に努める。
 - 飼い主への助言、指導及び施設管理に当たっては、必要に応じて、動物愛護推進員等ボランティアに協力を求める。
 - 飼育場所及び周囲の衛生環境維持：給餌給水管理、清掃、消毒、害虫発生予防を行う。
 - 動物の身体の手入れを行う。
 - 汚物処理等を行う。
- エ 東京都及び東京都獣医師会と協力して動物の治療、避難所から動物保護施設への受入れ及び譲渡等の調整を行う。

参 考 资 料

○動物のにおい対策

においの種類	原因	対応方法
尿	主にアンモニア (アルカリ性)	水に溶かしたクエン酸を、においが気になるところにスプレーし、その後、水拭き・消毒する(ほかに、酸性洗剤やオキシドールも有効)。
糞便	スカトール 硫黄化合物 (酸性)	重曹(炭酸ナトリウム・ベーキングパウダー・フクラシ粉)をまき、しばらくしてから吸い取ることで、ある程度においを抑制可能(塩素系漂白剤も有効だが、皮膚や粘膜に刺激があるので、使用に注意が必要)。 ただし、糞便臭はにおいが強いため、消臭に力を入れるよりも、素早く片付ける(放置しない)ことが重要となる。
皮脂臭	脂肪酸 (油性成分)	食器用洗剤や、換気扇用・コンロ用の頑固な汚れ用の洗剤で汚れを落とす。又は、台所用漂白剤などで汚れそのものを分解する(材質や薬品の使用方法に注意が必要)。 動物の油や脂肪酸は、尿や糞便と比べると壁紙やクレートに付着しやすく、水洗いでは落ちないため、日々の清掃・消毒が重要となる。

○動物アレルギー対策

動物アレルギーは、動物の体毛(羽毛)やフケ、唾液などを吸い込むことによって発症する。このような動物由来のアレルゲンは、空気中に高い密度で浮遊しやすく、また、粒子が小さいため、空気中を浮遊する時間も長くなる。

このため、同行避難可能な避難所においても、動物の飼養場所は、動物アレルギーを有する避難者がいることを前提に、避難所内での動線や避難者居住スペースとの位置関係などに配慮して配置する。また、屋内に飼養場所を設置する場合は、室内のこまめな清掃や換気、指定された場所で動物のブラッシングを行い、抜け毛等を除去するとともに、動物の世話を終えた飼い主は、避難者の居住スペース入室前にガムテープや粘着テープを用いて衣服表面等に付着した動物の体毛等を取り除くなど、アレルゲンを減少させることが重要となる。

○消毒薬

薬品名	有効範囲	使用方法
逆性石けん	多くの細菌、真菌に有効。結核菌及び大部分のウイルスには無効。	<p>【手指】 石鹼で手洗いをして十分にすすいだ後に、逆性石けんを使用する。</p> <p>【用具】 逆性石けん浸した布でふき取る。(ゴム製品、合成樹脂などへの使用は控える。)</p>
アルコール系消毒薬	多くの細菌、真菌、ウイルス	<p>【手指】 ①手をよく洗う。 ②布などに十分にアルコールを含ませてふく。 ③自然乾燥させる。</p> <p>【用具】 ①布などに十分にアルコールを含ませてふく。 ②自然乾燥させる。</p>
擦式消毒用アルコール製剤	多くの細菌、真菌、一部のウイルス	<p>【手指】 ①よく手を洗う。 ②薬液を5mlほど手に取り、すり込む。又は、薬液を十分に含ませたティッシュ・ペーパー等で手をふく。</p> <p>【用具】 薬液を十分に含ませた布でふき取る。</p>
塩素系消毒剤	多くの細菌、ウイルスに有効。結核菌や一部の真菌では無効。	<p>【衣類・シーツ等】 衣類の汚れを落とし、薬液につけた後(30～60分間)、洗濯する。漂白作用がある。</p> <p>【金属】 腐食してしまうので、注意が必要。</p>

様式等

避難所への動物の同行避難への対応について

1 避難所での動物の飼育場所の設定

避難住民への危害防止等の観点から、人と動物との生活空間を分離することが求められます。

避難所の区画等を考慮して、設置してください。

（1）設営

ア 区画（エリア含む）を設置し、動物種ごとの飼育場所を明示しましょう。

イ ケージの置き場所、大型犬をけい留する支柱を指定しましょう。

ウ 動物のトイレの場所を決めましょう。排せつ物については、飼い主に責任を持って始末するよう周知しましょう。

エ 飼育場所は以下の事項に優先順位を付けて、より多くの事項を満たす場所を設定しましょう。

- ・雨、風、雪等がしのげること
- ・暑さ（日差し）や寒さの対策が行いやすいこと
- ・犬が係留できるフェンスや柱があること
- ・部外者の立入制限等の対策が行いやすいこと
- ・飼い主のいる場所から動物の気配が感じられやすいこと
- ・動物が苦手な人の居室から離れていること（鳴き声や臭い、抜け毛等の苦情が発生しにくいこと）
- ・ごみ捨てや物資配分等で、避難者が飼育場所のそばを通らないこと
- ・清掃しやすいこと

また、台風等の風水害時に備えて、階段下や昇降口など、一時的に風雨をしのげる屋内の飼育場所も検討しましょう。

オ 咬傷事故を防止するため、飼育場所に関係者以外は立入禁止の表示をしましょう。

（2）飼育場所及び周囲の環境（保清、汚染等の処理）

犬の飼育ケージ等の管理は、原則として飼い主が責任を持って管理します。避難所管理者は必要に応じて、飼育場所や施設等の清掃及び消毒等の支援を行ってください。

2 資材及び人員の受入れ等

（1）避難所における動物の飼育状況等を把握し、支援要請を行うとともに、提供された資材、派遣された人員等の受入窓口としての調整をしてください。

（2）発災時には、避難所に受入れ可能な動物の頭数や種類について、避難所の掲示板等で最新情報を掲示するよう努めましょう。あわせて、行政無線等を活用し、近隣の避難所間で受入れ可能な動物の頭数等の情報を共有することで、同行避難を希望する避難者をできる限り受け入れられる体制を構築しましょう。

（3）避難所の状況により、動物の飼育場所が確保できない場合も想定されるため、飼育場所がある避難所の案内等の代替案が示せるように準備しておきましょう。

3 避難住民への周知事項

(1) 飼育動物の管理の実施及び危害発生予防（他の避難住民への配慮）

ア 他の避難住民に迷惑がかからないよう、動物は指定場所等で飼育するよう呼び掛けてください。

イ 飼い主に責任を持って以下のことを行なうよう周知してください。

(7) 動物は決められた飼育場所で、ケージに入れるか、支柱につなぎとめるかして飼育する。

(イ) 人が避難している部屋等に動物を入れない。

(ウ) 決められた時間に給餌し、残った餌は必ず後片付ける。

(エ) 動物の体やケージ内を清潔に保ち、鳴き声や抜け毛、臭いなどで周囲に迷惑をかけない。

(オ) 決められた場所で排せつさせ、排泄物は必ず後始末をする。

(カ) 散歩等の運動やブラッシングなどは決められた場所でさせる。

(キ) 動物の飼育に必要な資材（ケージ・その他の用具）と当面必要となる餌は、飼い主が用意することが原則。用意できない場合は、施設管理者に相談する。

(2) 管理者指定事項の遵守

避難所管理者からの貼り紙、リーフレット等により指示事項を励行するよう周知徹底しましょう。

(3) 飼育場所及び施設の自主管理

飼い主が相互に協力して飼育場所、施設等の適正な管理運営を行うよう働きかけましょう。また、避難所から退所する飼い主は、動物を飼育した場所の清掃・消毒を行うよう呼び掛けましょう。

避難所における飼育のルール(飼い主の皆さんへ)

動物の管理は、原則的に飼い主が責任をもって実施するものです。
また、避難所には動物アレルギーをお持ちの方や動物が苦手な方もいるため、
避難所における人間関係を良好に保つためにも、次のことを守ってください。

- 1 動物は決められた場所で、ケージ（オリ）に入れるか、支柱につなぎとめ、飼い主を明示するために、動物のそばに名札を付けてください。ケージ（オリ）の置き場所・つなぎとめる場所は、避難所管理者の指示に従ってください。
- 2 動物アレルギーをお持ちの方や動物が苦手な方への配慮のため、動物を避難者のいる部屋に入れないでください。
- 3 動物の飼育に当たっては、定時の給餌・後片付けを徹底し、動物の体やケージ内を清潔に保ち、鳴き声や抜け毛、臭いなどで周囲に迷惑をかけないようにしましょう。
- 4 排泄は、避難所管理者に指定された場所でさせ、後始末をしましょう。散歩等の運動やブラッシングなども避難所管理者に指定された場所でしましょう。
- 5 動物が他の避難者に危害を加えたり、逃げ出したりしないよう注意しましょう。
- 6 動物の飼育に必要な資材（ケージ・その他の用具）と当面必要な餌は、飼い主が用意することが原則です。用意できない場合、避難所管理者に相談してください。
- 7 飼い主は相互に協力して、動物の飼育場所の適正な管理等を行うよう努めましょう。
- 8 避難所は避難者全員の共有スペースです。避難所を退所するときは、飼い主自ら動物の飼育の際に使用した物や場所を清掃・消毒しましょう。

様式1 避難所 ペットの登録簿（例）

【避難所 同行動物登録簿】

入所 年 月 日
退所 年 月 日

飼い主	フリガナ 氏 名	
	住 所	
	電 話	
動 物	動 物 種	
	品 種	
	性 別	オス 去勢オス メス メス（避妊）
	名 前	
	特 徴 （毛色等）	
	<犬の場合> 登録・狂犬病予防注射の有無	【登録】 有 無 【狂注】 済 未
特 記 事 項		

写真等

【避難所 同行動物管理台帳】

施設名 _____

管理責任者 (担当者) 名 _____

No.	入所日	退所日	動物種	品種	性別	動物の名前	特徴(毛色等)	飼い主氏名	連絡先	避難前住所地	犬の登録 狂注有無	登録年月日 実施年月日
1											【登録】有 無 【狂注】済 未	
2											【登録】有 無 【狂注】済 未	
3											【登録】有 無 【狂注】済 未	
4											【登録】有 無 【狂注】済 未	
5											【登録】有 無 【狂注】済 未	
6											【登録】有 無 【狂注】済 未	
7											【登録】有 無 【狂注】済 未	
8											【登録】有 無 【狂注】済 未	
9											【登録】有 無 【狂注】済 未	
10											【登録】有 無 【狂注】済 未	

区市町村 避難所等 → 動物愛護相談センター等 情報提供様式(例)

様式3 【避難所同行動物受入調査票】

送付先: 東京都動物愛護相談センター

FAX 03-0000-0000

月	日	時
---	---	---

施設名	
所在地	
連絡先	FAX
施設窓口担当者名	

▼避難所動物管理状況(搬送要請対象動物を除く)

品種	頭数	使用ケージ数
犬		
猫		
その他()		
ケージ:総数	使用数	残数
餌保有量:犬		猫

No.	入所日	退所日 (搬送日)	動物種	品種	性別	動物の名前	特徴(毛色等)	飼い主氏名	連絡先	避難前住所地	犬の登録 狂注有無	登録年月日 実施年月日
1											【登録】有 無	
											【狂注】済 未	
2											【登録】有 無	
											【狂注】済 未	
3											【登録】有 無	
											【狂注】済 未	
4											【登録】有 無	
											【狂注】済 未	
5											【登録】有 無	
											【狂注】済 未	

動物愛護相談センター等の保護動物情報 → 区市町村(避難所等) 情報提供様式(例)

様式4【動物保護情報】

	保護日	種類	性別	大きさ	毛色	毛長	首輪	耳	保護した場所	収容場所	備考 (特徴等)
1	／ 時	犬 猫 雑	♂ ♀ 去	大・中・小	茶 薄茶 白 黒	短・中・長	無 青 茶 黄 赤	立・半垂・垂		本 城 多 警 避	
2	／ 時	犬 猫 雑	♂ ♀ 去	大・中・小	茶 薄茶 白 黒	短・中・長	無 青 茶 黄 赤	立・半垂・垂		本 城 多 警 避	
3	／ 時	犬 猫 雑	♂ ♀ 去	大・中・小	茶 薄茶 白 黒	短・中・長	無 青 茶 黄 赤	立・半垂・垂		本 城 多 警 避	
4	／ 時	犬 猫 雑	♂ ♀ 去	大・中・小	茶 薄茶 白 黒	短・中・長	無 青 茶 黄 赤	立・半垂・垂		本 城 多 警 避	
5	／ 時	犬 猫 雑	♂ ♀ 去	大・中・小	茶 薄茶 白 黒	短・中・長	無 青 茶 黄 赤	立・半垂・垂		本 城 多 警 避	

お問合せは動物愛護相談センター(本所 03-0000-0000、多摩支所 042-000-0000)へ

【逸走動物問い合わせ受付簿】

犬

犬種	性別 不妊処 置有無	毛色	毛足 (長短) 耳 (立垂)	首輪 リード等	鑑札 M.チップ ^o	年齢 体重	逸走日時 場所	備考 (紹介・ネット可否)	飼主名	住所	TEL	受付日時 受付者
1	♂ ♀ 有 無		長 短 立 垂		鑑 済 無 有 無	才 kg	/ : / :	紹介(可 否) ネット(可 否)				/ :
2	♂ ♀ 有 無		長 短 立 垂		鑑 済 無 有 無	才 kg	/ : / :	紹介(可 否) ネット(可 否)				/ :
3	♂ ♀ 有 無		長 短 立 垂		鑑 済 無 有 無	才 kg	/ : / :	紹介(可 否) ネット(可 否)				/ :
4	♂ ♀ 有 無		長 短 立 垂		鑑 済 無 有 無	才 kg	/ : / :	紹介(可 否) ネット(可 否)				/ :
5	♂ ♀ 有 無		長 短 立 垂		鑑 済 無 有 無	才 kg	/ : / :	紹介(可 否) ネット(可 否)				/ :

【逸走動物問い合わせ受付簿】

猫・その他

猫種 その他	性別 不妊処 置有無	毛色	毛足 (長短) 尾 (長短 直曲)	首輪 リード等	迷子札 M.チップ ^o	年齢 体重	逸走日時 場所	備考 (紹介・ネット可否)	飼主名	住所	TEL	受付日時 受付者
1	♂ ♀ 有 無		長 短 長 短 直 曲		有 無 有 無	才 kg	/ : / :	紹介(可 否) ネット(可 否)				/ :
2	♂ ♀ 有 無		長 短 長 短 直 曲		有 無 有 無	才 kg	/ : / :	紹介(可 否) ネット(可 否)				/ :
3	♂ ♀ 有 無		長 短 長 短 直 曲		有 無 有 無	才 kg	/ : / :	紹介(可 否) ネット(可 否)				/ :
4	♂ ♀ 有 無		長 短 長 短 直 曲		有 無 有 無	才 kg	/ : / :	紹介(可 否) ネット(可 否)				/ :
5	♂ ♀ 有 無		長 短 直 曲		有 無 有 無	才 kg	/ : / :	紹介(可 否) ネット(可 否)				/ :

【改訂履歴】

改訂年度	改訂内容
平成 24 年度	・初版発行
令和元年度	・「第3節 人と動物の生活環境の整備」に、風水害時における対応等について追記。 ・その他、文言を整理。